

## 平成24年度 臨時職員の登録について

項 目	説 明
1 受 付	「平成24年度 青梅市臨時職員申込書」に必要事項を記入の上、職員課に提出してください。
2 登録の有効期限	登録日(受付日)から平成25年3月31日までです。
3 注 意 事 項	<p>登録制のため、必ずしも雇用をお約束するものではありません。登録された方の中から必要に応じて別途連絡をいたします。</p> <p>勤務形態により、社会保険、雇用保険への加入が必要になる場合があります。なお、社会保険への加入を希望しない方(扶養の範囲内で勤務を希望する方)は、申込書の社会保険の加入欄の、「2 加入要件を満たさない範囲での勤務を希望」にしてください。その場合、短時間または短期間の勤務をお願いすることになります。</p> <p>過去に青梅市臨時職員として勤務された方は、「市臨時職員での勤務歴」欄に勤務した部署名を必ず記入願います。</p> <p>勤務中は名札の着用をお願いします。名札には、別途、写真を貼付していただきます。</p> <p>勤務に当たっては、法令・条例等を遵守し、職務上知り得た情報は他に漏らさないように十分に注意してください。</p>
4 勤 務 時 間	原則として、午前8時30分から午後5時15分までです。
5 賃 金 の 支 給	雇用形態によって日給または時間給となります。 支給方法は口座振込となります。
6 通 勤 手 当	通勤のために交通機関等を利用する場合は、通勤距離により、通勤手当を支給します。(車通勤希望の方は、勤務場所によっては市駐車場の利用が可能ですが、別途駐車場代がかかります。また、本庁舎の駐車場は来客用のため利用できませんのでご注意ください。)
7 社 会 保 険 (健康保険・厚生年金保険)	<p>雇用期間が2か月を超え、1日の労働時間が6時間以上かつ1か月の勤務日数が青梅市職員の4分の3以上の雇用契約がある場合、雇用された月から加入していただきます。(加入者に扶養している方がいる場合は、申し出てください。)</p> <p>保険料(健康保険および厚生年金保険)は、賃金月額により決定します。なお、年齢により介護保険料が対象となります。</p>
8 雇 用 保 険	1週間の労働時間が20時間以上で、31日以上引き続き雇用が見込まれる場合は、雇用された月から加入していただきます。 なお、雇用保険料は、賃金月額により決定します。
9 兼 業 について	市、以外で仕事をされている方は、必ず申し出てください。

<問い合わせ先>

青梅市総務部職員課人事給与係

電話番号 22 - 1111(内線2471)